

福祉有償運送をめぐる諸課題について

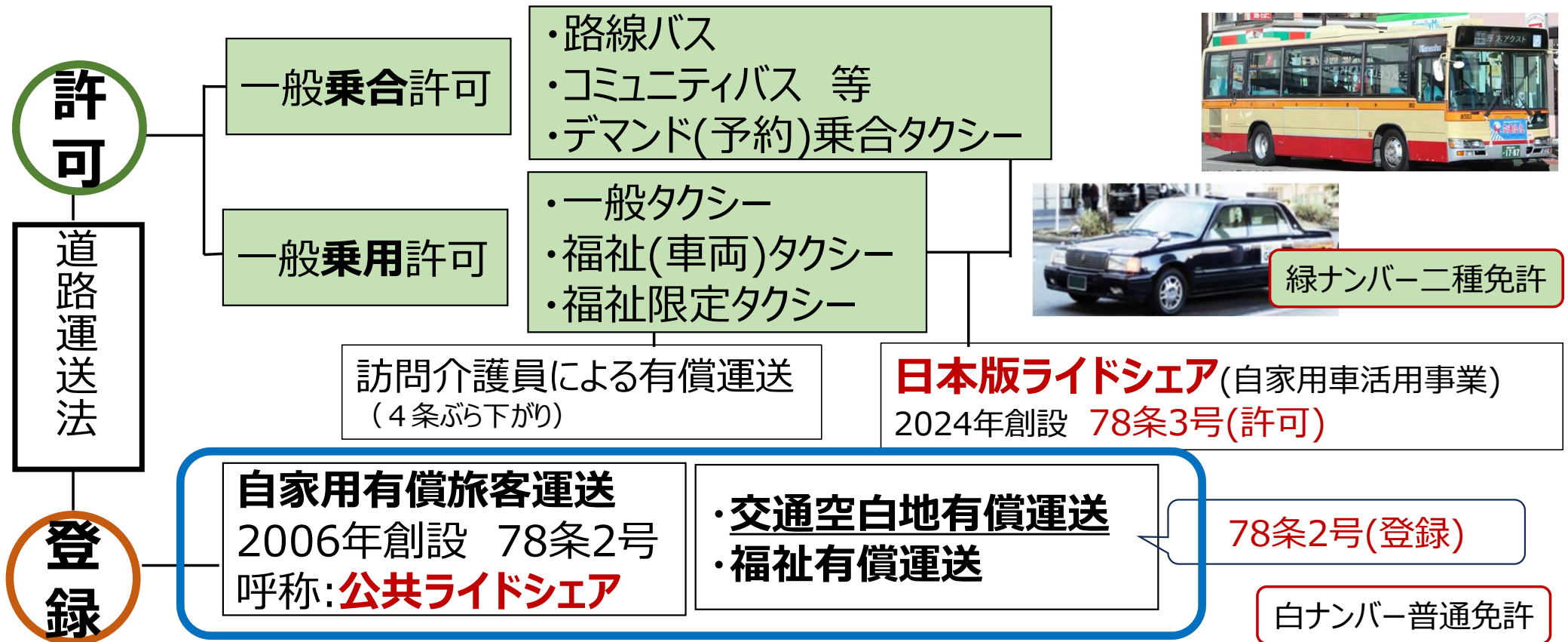
－ 最近の法制度改正ほか －



【 内 容 】

- **福祉有償運送に係る最近の法制度改正など**
 - 1 運行管理の責任者が受講する講習 インターネットで受講可
 - 2 旅客の範囲の拡大に際しての変更手続き
 - 3 更新登録申請に係る書類の簡素化
 - 4 運営協議会&協議の簡素化
 - 5 ローカルルールについて
- **許可・登録不要の運送について（通達の改正）**
- **福祉有償運送の価値とその危機的状況&支援策の事例**

地域の移動・外出を支える 交通手段と 道路運送法



道路運送法

法律用語で
白ナンバーの車のこと

第五章 自家用自動車の使用

78条 自家用自動車は次に掲げる場合を除き、**有償**で運送の用に供してはならない。

- 1 災害のため緊急を要するとき
- 2 自家用有償旅客運送を行うとき **2号 登録**
★公共ライドシェア
- 3 公共の福祉を確保するためやむを得ないとき

※介護保険や障害者総合支援法による利用者が対象。事業所に営業用の緑ナンバー車両(福祉限定タクシー等)が1台以上あることを条件に**許可**される。通称「ぶら下がり」

★日本版ライドシェア 3号 許可
(自家用車活用事業)

タクシー会社の運行管理のもとで行う白ナンバー車 & 普通免許ドライバーによる**タクシー**

79条

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、**国土交通大臣の行う登録**を受けなければならない

法文



第五章 自家用自動車の使用 (有償運送)

第78条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 1 災害のため緊急を要するとき。
- 2 **市町村**（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する**特定非営利活動法人**その他**国土交通省令で定める者**が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「**自家用有償旅客運送**」という。）を行うとき。
- 3 **公共の福祉を確保するためやむを得ない場合**において、**国土交通大臣の許可**を受けて**地域又は期間を限定して運送の用に供**するとき。

(登録)

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、**国土交通大臣の行う登録**を受けなければならない。

	交通空白地有償運送	公共ライドシェア	福祉有償運送
協議の場	「運営協議会」や「地域公共交通会議」などで、①運送の必要性 ②運送の対価(運賃) ③運送の区域について協議が調うことが必要 <バスやタクシーなど 交通事業者も構成員 >		
運送の区域	出発地または目的地は協議が調った区域内にあること		
運送の主体	○市町村 ○非営利法人（NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会、労働者協同組合） ○法人格がない町内会など地縁団体		
運送の対価	実費の範囲内、営利と認められない範囲。交通空白地の場合は廃止したバス運賃程度。 福祉有償運送はタクシーの上限運賃の概ね8割を目安 （令和5年12月改正） 福祉有償運送 は運送の対価のほかに、乗降介助料、待機料、付添料、運行回送料など運賃以外の対価も設定可能		
対象者	○当該地域内の住民と観光客・来訪者 * 利用者登録は不要 国は「交通空白地解消本部」「交通空白解消官民連携プラットフォーム」を設置して推進中	○単独で移動が困難な人、その付添人 イ) 身体障害者 ロ) 精神障害者 ハ) 知的障害者 ニ) 要介護認定者 ホ) 要支援認定者 ヘ) 基本チェックリスト該当者 ト) その他の障害を有する者 * 利用者登録が必要	
運転者	○二種免許もしくは 一種 + 国土交通大臣認定講習受講		
運行管理	○体制を整備 運行管理の責任者を選任 ○運行管理の責任者が受講する講習：使用車両5台以上20台未満は1人、20台以上40台未満は2人、2年に1回 NASVA(自動車事故対策機構)等が実施する「一般講習」【 旅客 】を受講（2022年10月から）※安全運転管理者講習は不要		

1 運行管理の責任者講習は 自宅や事務所で受講することが可能に eラーニング

運行管理者等指導講習のeラーニング

ナスバでは、基礎講習及び一般講習に「eラーニング方式による運行管理」を講義しました。受講者の皆さまにおかれましては、講習受講の際にはぜひeナスバ

eナスバの魅力 受講者の皆さまの利便性が大幅にアップしました。

1. どこでも、くりかえし受講可能

自宅や職場など、インターネット接続があればどこでも受講できます。講義をくりかえし受講可能です。

2. 自由なスケジュール ※1

受講期間内であれば、好きな時間に受講可能です。忙しい日常にも柔軟

3. 移動時間の節約

講習会場への移動が不要なので、時間を有効に使えます。

4. 簡単なキャッシュレス決済 ※2

受講料はクレジットカードやページーによる事前決済なので、手続きがス

5. 領収書や修了証明書も「eナスバ」から出力

領収書や修了証明書はご自身でマイページから出力できます。

※1 受講期間は、受講する月の1日から30日間をいいます。例えば、12月受講の場合、12/1から受講が可能となり、12/31まで受講可能です。

※2 交付金等(各協会等による受講料の助成)については、各組織で取り扱いが異なるため、当該組織までお問い合わせください。

eナスバ(eラーニング講習)のご利用方法

申し込みから受講完了までのながれ



受講にあたり必要となる情報

- メールアドレス、姓名、生年月日、テキスト送付先住所、所属事業者に係る情報(事業者から受講いただく場合)

本人確認書類(必須)

- 【運転免許証/マイナンバーカード/パスポート(旅券)/在留カード】のいずれか

お支払い手段

- クレジットカード(対応ブランド:VISA / MasterCard / JCB / American Express / Diners)
- Pay-easy(ページー) <https://www.pay-easy.jp/> ※決済サービスはGMOペイメントゲートウェイ株式会社の「PGマルチペイメントサービス」を使用しています。

受講端末

- PC、タブレット、スマートフォンのいずれか(PC、タブレットを推奨)
- 注意: webカメラが付いていない機種の場合、別途外付けのwebカメラが必要です。

ブラウザ

- Windows: Microsoft Edge, Chrome, Firefoxの最新版
- Macintosh: Safari, Chrome, Firefoxの最新版
- iOS端末(iPhoneなど): Safariの最新版
- Android端末: Chrome, Firefoxの最新版

インターネット環境(通信速度)

- 上下5Mbps以上を推奨(通信料はお客様のご負担となります。)

※「eナスバ」には、アカメディア・ジャパン株式会社の「ONLINE FACE」を使用しています。

eナスバについては、ナスバホームページでより詳しくご案内しております。
<https://www.nasva.go.jp/fusegu/elearning.html>



【eナスバに関するお問い合わせ先】(ご注意)各都道府県に所在する支所ではご対応できません。

担当 安全指導部 指導講習グループ

電話番号 03-5608-7641 03-6853-7690

受付時間 9:00-17:00(土日祝日、年末年始等を除く)

eメール e-nas.info@nasva.go.jp

ナスバちゃん



NASVAホームページから

https://www.nasva.go.jp/fusegu/documents/a4_enasva_chirashi.pdf

2 旅客の範囲の拡大に際しての変更手続き

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国自旅第 35号
平成21年 5月21日
一部改正 国自旅第 319号
令和 2年11月27日
一部改正 国自旅第 241号
令和 4年 9月30日
一部改正 国自旅第 200号
令和 6年 9月30日

物流・自動車局旅客課長

福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての 留意点等について

福祉有償運送については、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」等により取り扱っているところであるが、これら関係通達の一部について、解釈、運用上の疑義等が指摘されているため、今般、その趣旨等について、下記のとおり整理することとしたので、十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

【参考】道路運送法 施行規則 第49条 第2号（抜粋）

- イ 身体障害者福祉法第四条に規定する**身体障害者**
- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する**精神障害者**
- ハ 障害者の雇用の促進に関する法律第二条第四号に規定する**知的障害者**
- ニ 介護保険法に規定する**要介護認定**を受けている者
- ホ 介護保険法に規定する**要支援認定**を受けている者
- ヘ 介護保険法施行規則が定める**基準に該当する者**（基本チェックリスト該当者）
- ト その他**肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者**

2. 運送しようとする旅客の範囲について

（1）申請日において該当する者がいない区分（処理方針2.（2）⑧（イ）後段）

福祉有償運送の必要性については、道路運送法施行規則第49条第2号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分ごとに、旅客の障害の状況等の態様を踏まえて判断することが必要であるため、**登録の申請日において該当する者がいない区分は申請することができないこととされているが、地域公共交通会議等で協議が調っている場合には、当該区分についても申請することができる。**なお、追加された区分に係る旅客を運送の対象とすることの妥当性等については、地域公共交通会議等において、**更新登録等の際に確認するものとする。**

運営協議会の会長が(たとえば)「ロホへの区分は旅客名簿がないが利用者が現れたときは対応するか？」と質問し、申請者が「ハイ」と答え、構成員に異論がなければ認める等の運用が目立つ

(2) 道路運送法施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者の確認方法について(処理方針2.(2)

⑧(ロ、ハ)、ガイドライン3.(3)③(イ))

福祉有償運送の旅客は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者に限定されており、特に、道路運送法施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者(略)については、**地域公共交通会議等において運送の対象とすることの妥当性等の確認を行うことが必要**とされている。

確認の方法については、処理方針において、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であることを、医師や福祉・介護の専門職が判断した者のほか、「申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について地域公共交通会議等の事務局が予め聴取した上でその内容を地域公共交通会議等に報告する、地域公共交通会議等の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する」などの方法が例示として挙げられているが、**参考までに**、現在、各地の地域公共交通会議等において行われている**確認方法の事例**について、その**主なものを別紙1**のとおりとまとめた。

別紙1 抜粋

1. 判定組織を設置して判断

2. 地域公共交通会議等事務局で判断

3. **運送団体が**会員登録時に書面を**確認**、**地域公共交通会議等事務局で判断**

(事例2)

① **運送団体が**、介護保険被保険者証若しくはその障害又は疾病を証する書類(障害に応じた各障害者手帳、難病患者にあっては公費負担助成決定通知の写し又は医師の診断書)を確認。**会員名簿にこれらの書類を添付した書面を用意。**

② 地域公共交通会議等**事務局**が、運送団体が用意した書面とともに、旅客の移動制約状況について確認の上、**判定。**

神奈川県内の運営協議会(広域設置5、市設置4)は、事例2で運用

3. 複数乗車の必要性について（処理方針2.（2）⑧（二））

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則としており、**複数乗車については、例外的なもの**とされ、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、**運送者が必要と認めた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送することができる**とされている。処理方針2.（2）⑧（二）にある、「透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎」は、複数乗車が認められる代表的な事例として例示されているものであり、**必ずしもこれに限定されるものではない**。参考までに、現在、各地の地域公共交通会議等において協議し、処理方針を踏まえて認められている**複数乗車の事例**について、その主なものを**別紙2**のとおりとりまとめた。

別紙2

地域公共交通会議等で複数乗車が認められた具体的事例

- ①同一町内の身体障害者等が、同一の病院へ通院する場合の輸送
- ②複数の障害児を、同一施設から同一病院までの輸送
- ③身体障害者の社会復帰を目的とする外出、日常生活（買物等）のための輸送
- ④特別支援学校（旧：養護学校）への送迎と施設間の輸送
- ⑤身体障害者養護施設の入居者が、コンサート鑑賞に行くための会場への輸送
- ⑥同居親族の会員の、乗車地・目的地が同一である場合の輸送
- ⑦障害者支援施設における、障害者自立支援法施行前のデイサービス、短期入所、日中預かり等に相当する、日中一時支援事業に伴う輸送

3 運営協議会について

- ・「形骸化している」「福祉有償運送等をどのように持続可能にするかの議論がされていない」「いまや不要ではないか」との議論がある
- ・全国移動ネットも「**運営協議会は不要**」と国土交通省に意見具申してきたが、改革派の前課長談「地方運輸局が、運送の必要性や運送の対価等を自分たちで判断するのは嫌だと言っている。廃止は難しい」とのこと
- ・タクシー等の「許可」には更新制度はない
- ・全国移動ネットは**更新登録3年を5年に延長**するよう意見具申中

4 更新登録申請に係る書類の簡素化

【福祉有償運送 処理方針】

(3) 添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

新規登録

- ① 定款等の書類
- ② いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類
- ③ 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類
- ④ 自家用有償旅客運送自動車についての**使用権原を証する書類**
- ⑤ 自家用有償旅客運送自動車の**運転者が必要な要件**を備えていることを証する書類
- ⑥ 福祉自動車**以外の自動車**を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が**必要な要件**を備えていることを証する書類
- ⑦ **運行管理の責任者及び運行管理の体制**を記載した書類
- ⑧ **整備管理の責任者及び整備管理の体制**を記載した書類
- ⑨ **事故が発生した場合**の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- ⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の**生命、身体又は財産の損害を賠償**するための措置を講じていることを証する書類
- ⑪ 運送をしようとする**旅客の名簿**
- ⑫ **自動運行**旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- ⑬ **特定自動運行**旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類

5. 有効期間の **更新登録の申請**

- (1) 更新登録の申請
- (2) 添付書類

省略できる
書類一覧
別紙

更新登録申請書に係る施行規則第51条の10第2項に定める書類は、2.(3)に定める添付書類に準ずるものとする。ただし、**以下の書類については、当該更新の前後においてその内容に変更がない場合（当該更新の前後において運転免許証、自動車検査証及び自動車保険（共済）の有効期間のみが変更される場合も含む。）に限り、添付を省略することができるものとする。**① 定款等 ④使用権原（ただし、当該自家用有償旅客運送に使用する**車両の一覧を除く**）⑤運転者の要件 ⑥セダン研修 ⑦運行管理 ⑧整備管理 ⑨事故 ⑩賠償措置 ⑪旅客名簿 ⑫自動運行 ⑬特定自動車運行 ※**変更があった部分のみ提出すればよい**

【協議にあたっての留意点】

5. **地域公共交通会議等に提出される書類**について
地域公共交通会議等に提出される書類については、登録申請関係書類の写しの活用等が行われているが、地域公共交通会議等によっては、**既存の書類で確認が可能であるにも拘わらず、別様式に書き改めた書類を求められるという事例も報告されており、こうした事例は特段の事情がない限り過重なものと考えられるので、申請者の負担の軽減にも十分配慮し、提出書類が適切なものとなるよう取り扱うこと。**

5 運営協議会の協議の簡素化

一部改正 国自旅第198号
令和6年9月30日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について

書面開催(協議)
を指す

【地域公共交通会議に関する考え方】

(6) 委員の招集が困難である場合等にあつては、地域公共交通会議があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、**開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。**

なお、**更新の登録を行う場合**にあつては、**意見公募形式**（更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、**一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式**をいう。）**を原則とする。**

(6) 地域公共交通会議の**構成員は、地域住民の交通便利の確保・向上のために、目的意識を共有し、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」（平成26年11月20日国土交通省、総務省告示第1号）七に掲げる事項を十分に理解して会議に参画することが必要である。**

❖ 書面開催(協議)の事例

令和7年度第2回大和市福祉有償運送運営協議会協議結果

<協議事項>

1. NPO 法人 たんぽぽの更新登録について

<協議方法>

今回の協議内容は道路運送法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録のみであるため、平成25年度第1回運営協議会での合意に基づき書面協議とする。

<協議結果>

表決書による賛成 10名（協議メンバー総数：10名）

過半数の賛成が得られたため、協議が調った。（令和7年9月2日）

6 ローカルルールについて

◆ ローカルルールとは

市町村等の運営協議会等が、法制度に即さない規制を独自に設定するもの

◆ 全国にあるローカルルール

- 利用者を要介護 3 以上に限定
- 身障者手帳の判定が 1 種の者のみ
- タクシー事業者等では提供できない個別のニーズを必要とする者と加筆
- 要支援 1 - 2 の利用者は、世帯全員が住民税非課税の者に限ると加筆
- 使用車両を福祉車に限定（セダン型は認めない）大阪市は改善された
- 福祉車を 1 台以上保有していなければならない
- 使用車両の車体表示は、ペンキ等容易に着脱できない方法による表示
- 使用車両を増車するときは運営協議会の承認が必要
- 新規申請には、6 カ月間の実績記録が必要
- 運転者は全員、運転履歴証明書を提出せねばならない
- 更新登録時に添付を省略できる事項のうち、運転免許証 & 自動車保険証の省略は除く
- 運転歴 3 年未満または満 70 歳を超える者に運転させてはならない。ただし運転適性診断の状況報告を提出した 70 歳以上はこの限りでない
- 運行状況や旅客名簿等を 3 か月ごとに運営協議会に提出
- 変更届出事項である事務所の名称や位置を事前協議の対象とする
- 届出不要事項である「運転者の変更」「損害賠償措置、運行管理体制」等を事前協議の対象として追加
- 福祉有償運送が法人の定款にある設立目的と合致していること
- 市町村が審査のうえ適当と認め、協力依頼を交付した者に限定
- 迎車回送料等の運送の対価以外の対価を含めて、タクシーの 1/2 程度とする
- 福祉有償運送では、介護保険の乗降介助による介護保険請求等を認めない
- 当該施設の利用者しか対象者とししない団体は認めない
- 迎車料金の収受を認めない
- セダン車両の導入は「付添人の同乗が必要な者でかつ協議会が認める者」に限る
- 運送の主体は、社会福祉法人もしくは特定非営利活動法人に限定
- 利用者は当該市町村に住民票がある者に限定など

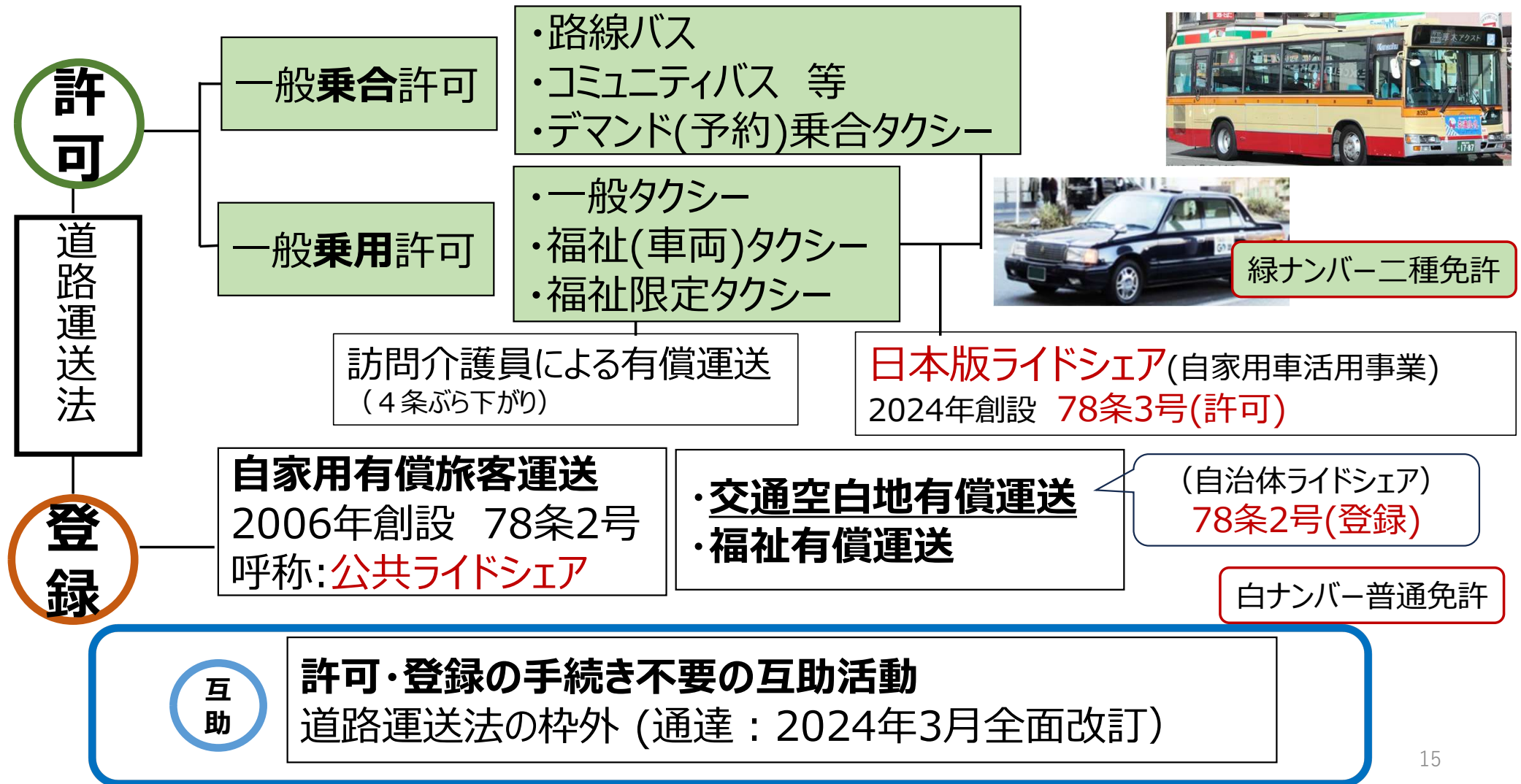
■ 福祉有償運送に係る最近の法制度改正など

- 1 運行管理の責任者が受講する講習 インターネットで受講可
- 2 旅客の範囲の拡大に際しての変更手続き
- 3 更新登録申請に係る書類の簡素化
- 4 運営協議会&協議の簡素化
- 5 ローカルルールについて

■ 許可・登録不要の運送について（通達の改正）

■ 福祉有償運送の価値とその危機的状況&支援策の事例

地域の移動・外出を支える 交通手段と 道路運送法



全国の住民互助の取組み…よくある実施事例

互助活動なので **利用者は75歳以上 & 基本歩ける人**を対象にする団体が多い

1 「乗り合って」サロンやスーパーへ

	形態	使用車両	運転者	付添	調整
乗り合って 定期的な実施	・買物支援 ・サロン送迎 ・ルート運行	・法人等の車 ・ボランティアの車	・ボランティア ・法人職員	ボランティア	・ボランティア ・社協や包括 ・サロンの運営団体



2 「個別に」生活支援と一体型に支援



	形態	使用車両	運転者	付添	調整
個別に ★乗りあうケースもOK	通院や電球交換、相談相手 など個人ニーズ	・ボランティアの車 ・法人等の車	ボランティア	ボランティア (1人で支援が多い)	ボランティア 社協や包括

・利用者の制限は ない
 ・運賃に該当するものは利用者から受け取れない

これらは **道路運送法**における**許可・登録**の手続き**不要の形態**で行われることが多い

許可・登録不要の通達 改正

改正「道路運送法における許可又は登録を要しない
運送に関するガイドライン」 **2024.3.1改正施行**

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf>

【前文】

自動車による移動手段の確保は、日常生活の維持、地域の活性化、観光振興、教育を受ける機会の確保、外出増加による医療・介護費の削減など、多面的で公共的な意義があるため、地域の関係者が地域公共交通会議等の場を活用して議論を行い、その結果を踏まえた取組を行っていく必要がある。

その際、地域の公共的な運送は、サービスの安全性及び継続性の観点から、**バス、デマンド交通やタクシーなどの公共交通機関の活用を第一に考えていくことが重要であり、これらの公共交通機関による運送サービスが十分に確保できない場合には、道路運送法の定める自家用有償旅客運送制度**を組み合わせる移動手段を確保することを検討すべきであることは、「ラストワンマイル・モビリティ/自動車DX・GXに関する検討会」の提言のとおりである。

他方、**高齢社会や共働きの進展、地域へのさまざまな観光客の来訪などを考慮すると、地域での互助活動・ボランティア活動による運送、自家使用の自動車による運送等にも一定の役割を持たせないと社会・経済活動の維持が困難になることも現実である。**

公共交通機関又は自家用有償旅客運送の利用が困難な住民の運送や他のサービスに付随して生じる運送の扱いについては、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」により考え方を整理し、運用してきたところであるが、**地域における移動資源の確保がかなり困難になっているなかで、道路運送法における許可又は登録を要しない運送についても、公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす役割を補完することが重要であることから、改めて下記のとおり整理したので、その旨了知されるとともに円滑な実施に努められたい。**

その際、このガイドラインの運用にあたっては、**無償運送行為が本来は自由に行えるものであり、一般の方々が「許可又は登録」をせずに行える運送行為を安心して行えるよう記述したものであることを理解しておく必要がある。**

「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」で示された施策や本ガイドラインの整理に従い、様々な交通手段が提供されることにより、住民の日々の生活や地域社会の活動が活性化していくことが期待される。

いかなる場合&形態においても 利用者から「**実費**」を収受できる

実費の請求・支払い (実費とは以下の項目を指します)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001322024.pdf>

①ガソリン代等の燃料費

②有料道路使用料

③駐車場代

④移動サービス専用保険料

⑤運送を行うために発生した車両借料



1

【解説】

① ガソリン代等の燃料費

- ・1キロあたり〇円などと定めて良い。（国土交通省「**高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット**」には1キロあたり24円、3キロごとに100円の事例がある）
- ・測定する距離は、ボランティアのガレージ発・着

④ 移動サービス専用保険料

- ・損保ジャパン「地域の移動を支える保険」や東京海上日動「移動サービス専用自動車保険」など、活動日に掛ける保険（年間契約を含む）

- ・全国社会福祉協議会の「ふくしの保険」など

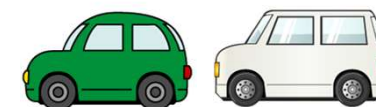
- ・車両に もともと掛けられている自賠責保険・任意保険の一部を収受することは不可

⑤ 車両借料

- ・レンタカー代など
- ・リース車も日割りにすればOK

加えて・・

**利用者からの(自発的な)謝礼は受
取ってよい**



【ガイドライン 2頁】 1.利用者からの給付について

(1) 收受するものが「反対給付」にあたらない場合

①利用者から收受するものが謝礼と認められる場合

・社会通念上常識的な範囲での「謝礼」は、運送の対価ではない。**運送の提供者が金銭の支払いを求めず**、利用者から謝礼として金銭等が支払われたとしても、有償の運送といえず許可又は登録は不要である。

ここで言う「謝礼」とは、交通手段を持たない**高齢者**を街での買い物に同乗させるといった**ボランティア・共助**へのお礼の気持ち程度のもの（この記述は、

謝礼の意味する内容を明確にするための例示であって、当然、謝礼の対象となるのは「高齢者の買い物」の場合に限らない。）を想定している。

従って、**この謝礼を隠れ蓑にして営利事業を行うことは想定されていない。**

そうした観点から、**以下の場合には謝礼とは認められない。**

イ 運送を提供する者が**運賃表を定めてそれに従って利用者が金銭を支払う場合**

□ 口頭・ジェスチャーにより利用者に強く謝礼を促す等、**謝礼の名を借りて実質的には運賃を求める態様**の場合。

自治会などの**地縁団体**が運送を行う場合は **財源から運転者に報酬を払ってよい**

会費で運営している場合は 利用する人の会費を高くすることができる

当該車両が、主として**送迎を要する利用者のためだけに購入・維持**されていることにかんがみ、**実費の範囲に、車両償却費、車検料・保険料等の車両維持費を含めることも差し支えない**

【ガイドライン 9頁】 4.自治会等の活動として 会員向け輸送サービスを行う場合

- ・市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会・自治会・町内会・**まちづくり協議会**・マンション管理組合・老人クラブ等の地縁団体（以下「**自治会等**」という。）の活動において、会員が負担する会費で**運送サービスを提供しても差し支えない。**

この場合、会費で**車両を調達することや、会費から当該サービスを提供するための**運転者に対して報酬を支払っても差し支えない。****

- ・自治会等において、公平性を図る観点から運送サービスの**利用の有無に応じて会費に差を設けることも、当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば、許可又は登録は不要である。**

- ・**この場合の実費**の考え方は、前記Ⅱ 2.（利用者の利用料に差を設ける場合の取扱い）のとおりである。

生活支援サービスなどとの一体運送においては「実費」も収受できる



生活支援サービスなどとの一体運送とは・・

(30分●●円、60分●●円など)

・基本は、①家事支援(庭の草抜き、話し相手など車を使わないサービス)と②車を使って買い物や病院等に付添うサービスが同一メニューと料金体系にある形態

★事例 次頁

- ・車を使う場合は「実費」を上乗せして請求して良い
- ・国交省旅客課は、乗車中も時間にカウントして良いとの判断を地方運輸局に連絡済み2021.11.02
- ・病院等での付添そのものが生活支援である場合は、上記①がなくてもOK

【ガイドライン 4 頁】 1(2) ③生活支援サービスなどとの一体運送

・通院や買物等に同行する支援、子供の送り届けなどが含まれる「子供の見守り支援」など、提供するサービスに人の運送が付随して行われるものについては、当該サービス自体が有料であったとしても、当該運送に特定した反対給付がない限り、許可又は登録は不要である。

利用者から運賃をもらうこと

なお、生活支援サービスと称していても、**提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合には、許可又は登録を要する。**

基本は「付添」(要注意！)

しかし、病院等で長時間かかる場合は、利用料が嵩む＆ボランティアにも負担という問題がある。子供は、保育園や幼稚園で保育士や教諭に「送り届ける」(園で付添っているわけではない)。同様に、高齢者等も、**看護師や受付まで「送り届ける」**ことを実践する

形態:生活支援サービスなどとの一体運送 車両:主にマイカー 運転&付添:ボランティア 許可・登録不要

長野県 須坂市「旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会」

地区人口：約3,500人 世帯数1,500 高齢化率32.4%

経過

- ・2017年「旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクト」が「ふれあい交通班」を組織し、たすけあい送迎を検討
- ・移動手段に関するアンケート調査を実施
- ・2021年9月 厚労省の老健事業(アドバイザー派遣)にエントリーして支援を受け、生活支援として実施することになった。
- 行政は「訪問型サービスB」の補助で支援
- ・2022年5月 旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会を設立
- 9月事業スタート



(1) 試行期間中の実施状況

2022(令和4)年9月8日～2023(令和5)年3月31日

生活支援利用状況	回数
通院(退院)付添支援	58
通院・買物付添支援	2
買物付添支援	12
その他支援	2
計	74

(3) 本格実施後の実施状況

- 利用登録会員 2023年度末 20名, 2024年度末 16名
- サポーター登録者 2023年度末 22名, 2024年度末 25名

生活支援利用状況	2023年度	2024年度
裾上げ	1	
通院付添支援	110	129
通院・買物付添支援	9	8
買物付添支援	41	36
その他付添支援	2	2
その他	2	1
計	165	176

実施方法

【支援の内容】①衣類の整理 ②衣類の裾上げ ③家具の移動 ④話し相手 ⑤買物や通院等の付添い ⑥スマホやパソコン、Wi-Fi等の悩み相談 ⑦棚の取付け ⑧電球の交換
 【利用料】 30分400円 以後30分ごとに400円
 【年会費】 1000円
 【車両】 ボランティアの車両 (旭ヶ丘ふれあいプラザの車両が空いてたら使用可)

地域活動日

【活動地域】 旭ヶ丘地区内 (買物や通院等は須坂市内・小布施町内も可)

旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会 提供資料から

形態:生活支援サービスなどとの一体運送 車両:主にマイカー 運転&付添:ボランティア 許可・登録不要

広島県 広島市 「びしゃもん台 絆くらぶ」

経過

・毘沙門台団地は65歳以上が34%を占め、毘沙門台学区社協・町内会で幅広く生活支援活動を行ってきた。住民サービスを住民全体で担えるよう**有償による生活支援事業**などに取組み、高齢者が生きがいを感じより安心した生活ができるよう令和2年10月から病院や買物の付添送迎サービスも開始。令和3年度296件。ワクチン接種では予約や送迎も ※平成30年度広島市協同モデル事業補助金交付
構成員41人、サポーター8名

実施方法

【生活支援】①暮らしサポート（網戸の張替え、庭木の剪定、家具の移動、掃除全般など）**②移動困難者の移動サービス**
【環境支援】耕作放棄地を活用した「畑でサロン」収穫物の販売による自立運営
【生きがい就労支援】住民の就労の場を提供（リフォーム・電気・水道工事・空調修理、相続相談、住まいの相談など技術保有者 **【イベント】**町内会催事の受託など
【拠点】ふれあいセンター絆内



「協同労働ひろしま」ホームページ等から



介護保険事業で 運賃(運送の対価)を収受していない場合は 登録は不要

【ガイドライン 6 頁】 4.介護保険法に基づく移動支援等の運送に関する給付の取扱い

【判断の考え方】・法制度上、運送サービスに対する報酬が支払われていないと扱われるものは、有償の運送には該当しないため許可又は登録は不要である。

【具体例】

(1) 訪問介護における運送

乗降介助が介護報酬の対象となっている場合であっても運送は介護報酬の対象外であり、利用者から運送の反対給付として金銭を収受しない場合は、許可又は

利用者から運賃をもらうこと

登録は不要である。

障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び地域生活支援事業の移動支援事業において運送を行うことがある場合についても同様である。

(2) 介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスB・D及び同条第2項に規定する一般介護予防事業の一環として行う運送

21～23スライド「生活支援サービスなどとの一体運送」参照

・本事業として行う運送は、1(2)の③の「提供するサービスに人の運送が附随して行われるもの」に該当するものであり、当該運送に特定した反対給付がない限り、

利用者から運賃をもらうこと

許可又は登録は不要である（なお、委託を受けて通所サービス事業所等へ送迎を実施する場合は、同②の取扱いと同じ扱い）。

施設送迎：許可登録不要

・地域支援事業交付金等から補助されるガソリン代等の実費並びに**ボランティア（運送を行う者を含む）**に対する**ボランティアポイント**及び**ボランティア奨励金**は運送の反対給付とはみなされないため、許可又は登録は不要である。

市町村等は**運転行為の有無にかかわらずボランティア人件費として補助金を拠出できる**

【ガイドライン 6 頁】 3. 第三者からの給付の取扱い

[法の許可又は登録を要しない場合(具体例)]

国・地方公共団体が運送サービスを行うボランティア団体に対し、団体の職員（**運転のみを行う職員及び運転・その他の業務も行う職員を含む**）の人件費などに充てるものとして、団体の運営に要する費用の**補助金を支出する場合**。

なお、当該運送サービスの提供を受ける利用者に対し、国・地方公共団体が運送利用券を直接または間接的に給付する場合は、許可又は登録を要する。



団体は **運転ボランティアに対して報酬を支払うことができる**

【ガイドライン 8 頁】 3. NPO法人等が同法人の職員等に対して報酬を支払う場合

NPO法人等が、同法人の管理下にある運転手（職員、登録ボランティア等）に対して、NPO法人等からの指示に応じて第三者を無償で運送し、当該業務を遂行したことに対して報酬が支払われたとしても、「運送サービスの提供に対する反対給付」にはならない。

なお、ここで授受される「**謝礼・報酬等**」は、運送主体と利用者の間で授受されるものではないので、1.(1)①及び②の謝礼、実費とは関係がなく、**NPO法人等において任意に決定できるものである**。

総合事業に関する通知等

基本通知

地域支援事業実施要綱[最終改正:令和6年8月5日(老発0805第3号)]

 [改正通知](#)[530KB]  [改正後全文](#)[595KB]

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン[最終改正:令和6年8月5日(老発0805第4号)]

 [改正通知](#)[5,685KB]  [改正後全文](#)[8,555KB]

 [地域支援事業交付金交付要綱](#)[令和5年10月6日付(厚生労働省発老1006第1号)][2,683KB]

総合事業改正の概要

- 「サービス・活動A」と「サービス・活動B&D」間の仕切りがなくなった（指定・委託・補助 何でもOK。市町村の裁量で民間事業者への委託等もあり）

要支援認定者 & 基本チェックリスト該当者

- 補助等の対象経費：市町村が**総合事業の対象者以外を利用者とする**ことを事業の目的を達成するための附随的な活動と判断する場合は、**対象者割合によらず活動全体に対して定額で補助等**ができる
- 補助等は、**利用調整に係る人件費やボランティア奨励金、ガソリン代などほとんどの項目**において**間接経費**として支給できる
- 住民主体の活動において、利用者のアセスメントは「**ケアマネジメントC**」：計画作成は不要（セルフマネジメントの作成を支援する。マネジメント作成と同様な給付あり）

(6) 訪問型サービス・通所型サービスに要する費用等

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285186.pdf>

(13頁)

(ウ) サービス・活動 B 及びサービス・活動 D

サービス・活動 B 及びサービス・活動 D（以下「サービス・活動 B・D」という。）に係る補助・助成の額及び対象経費の範囲等については、(4)エを参照するほか、次に掲げる内容を踏まえ、**市町村において、適切に設定**すること。また、(5)ウ及びオのなお書きにあるとおり、サービス・活動 B・D については、**その性質上、居宅要支援被保険者等以外の者も当該活動に参加**することが想定されるところ、この場合の補助・助成の額は、次に掲げるところによることとする。

在宅の要支援・基本チェックリスト該当者

① 居宅要支援被保険者等以外の者に対するサービス・活動を付随的な活動とみなし**定額を補助・助成する方法**

居宅要支援被保険者等とそれ以外の者ごとの利用人数の記録・交付金の**申請額の計算等に住民コストが発生**することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、**市町村が当該居宅要支援被保険者等以外の活動を事業の目的を達成するための付随的な活動であると判断する場合は**、補助・助成対象経費のうち、当該サービス活動の**立上げ支援、活動場所の借上げに要する費用、光熱水費、利用者の利用調整等を行う者に対する人件費**(賃

金等)の一部について、市町村が定める額を補助・助成することができる。

また、利用者に対し**支援を行う者のボランティア活動に対する奨励金**(謝礼金)については、居宅要支援被保険者等に対する**サービス・活動に支障がないと認められる場合は**、介護給付に係る兼務の考え方と同様に、居宅要支援被保険者等**以外の者に対するものを含めて補助・助成することも差し支えないものとする。**

なお、この場合においても、市町村は、居宅要支援被保険者等の利用者数について、適宜適切に把握(通常の場合と同様、団体等の負担に配慮し、時期については年度内の適切な時期とすることや、**利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能**)すること。

改正前は②のみ

② 対象者の割合に応じた按分による方法

①によりがたい場合は、補助・助成対象経費について、サービス・活動 B・D に該当する活動に係る居宅要支援被保険者等**以外の者を含む利用者の総数に占める当該利用者**のうち居宅要支援被保険者等の数(以下(ウ)において「**対象者数割合**」という。)に応じて**按分等を行う**。ただし、住民主体の自主的な取組や活動を阻害しない観点から、**対象者数割合が 100 分の 50 を超える場合は**、対象経費の**総額を補助・助成して差し支えない**・以下略

総合事業の補助金による住民主体のサービスへの支援の分類表

～一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）や通所型サービス・活動Bを含む～

	訪問型 サービス・活動D	訪問型 サービス・活動B	通所型 サービス・活動B	一般介護予防 事業 (補助の場合)
	通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援、通所型サービス等における送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎	通所型サービスの運営主体と同一の主体による送迎	通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎
利用者に対して支援を行う者の人件費 ①	×	×	×	×
ボランティア活動に対する奨励金 ②	○	○	○	×
ガソリン代・道路通行料・駐車場料金等	○	○	○	○
自動車保険の保険料 ③	○	○	○	○
活動用の保険の保険料 ④	○	○	○	○
車両維持・購入費	○	○	○	○
コーディネーターの人件費	○	○	○	○
家賃・通信費等	○	○	○	○

保健福祉事業
を活用する例
もあります

ボランティアポイント
は趣旨が異なります
が付与が可能です

【表の①～④について】

- ①雇用契約関係にある職員の賃金等を想定。
- ②利用者に対して支援を行う者が行うボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を想定。
- ③「団体が所有する車両の自動車保険」、及び「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」を想定。
- ④自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険を想定。

■ 福祉有償運送に係る最近の法制度改正など

- 1 運行管理の責任者が受講する講習 インターネットで受講可
- 2 旅客の範囲の拡大に際しての変更手続き
- 3 更新登録申請に係る書類の簡素化
- 4 運営協議会&協議の簡素化
- 5 ローカルルールについて

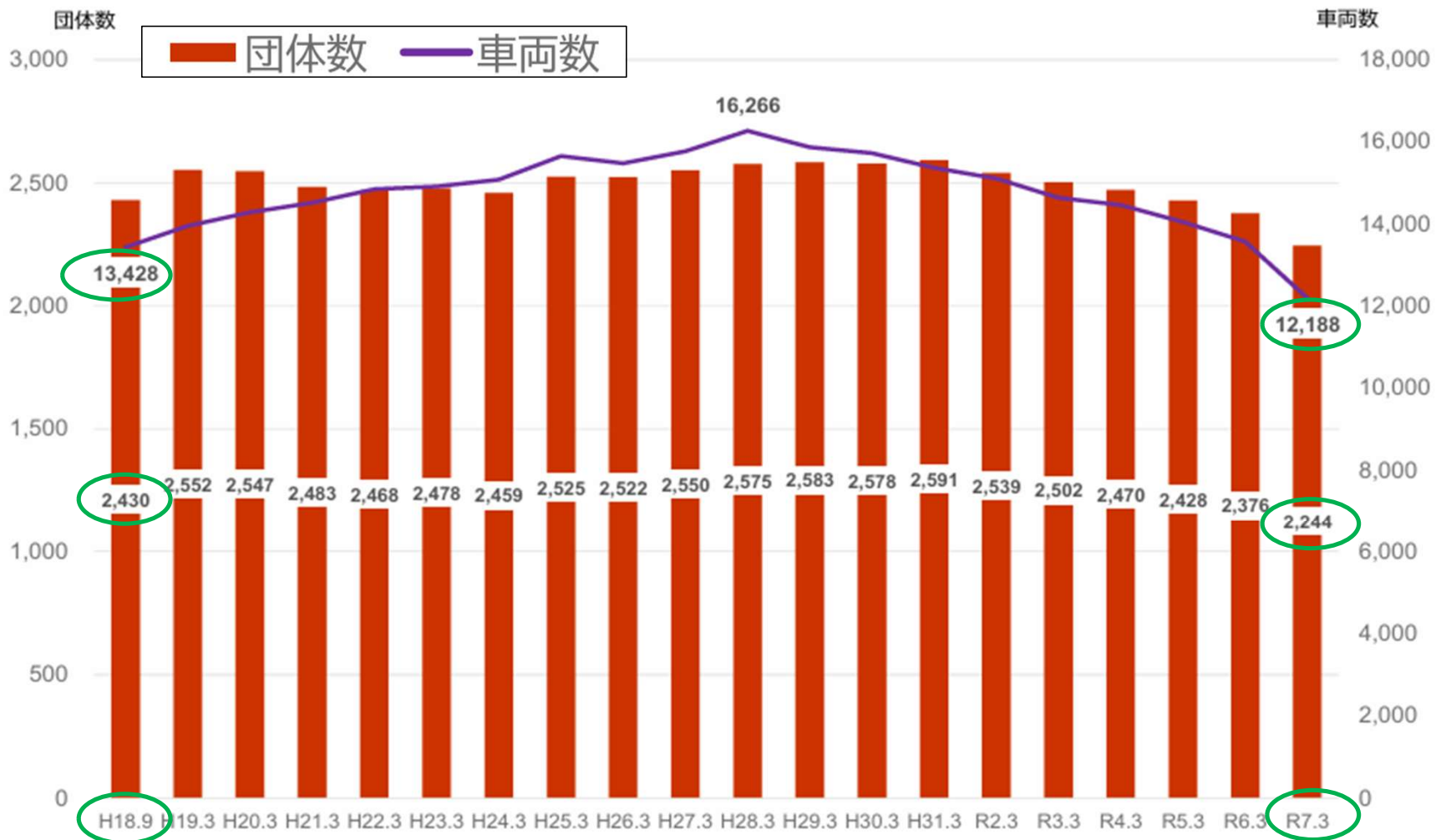
■ 許可・登録不要の運送について（通達の改正）

■ 福祉有償運送の価値とその危機的状況&支援策の事例

危機的状況が続いている

福祉有償運送の供給推移

国土交通省モビリティ・サービス推進課提供
令和7年6月21日



市町村の支援策 1

神奈川県内 国土交通大臣認定運転者講習 主催市町（一覧）

※ 神奈川県33市町村のうち13市町が実施中（実施機関に委託）

	自治体等（認定講習実施団体に委託）	開始年度	実施回数など
1	秦野市	2016年～	年2回（受講者無料）
2	葉山町（社会福祉協議会）	2017年～	年1回（受講者無料）
3	綾瀬市	2019年～	年1回（受講者無料）
4	愛川町（社会福祉協議会）	2019年～	年1回（受講者無料）
5	二宮町	2021年～	年1回（受講者無料）
6	相模原市	2021年～	年2回（受講者無料）
7	逗子市（社会福祉協議会）	2021年～	年1回（受講者無料）
8	海老名市	2022年～	年2回（受講者無料）
9	横浜市（都市交通課）	2023年～	年1回 2024年～年2回（受講者無料）
10	伊勢原市	2023年～	年1回（受講者無料）
11	厚木市	2024年～	2024年1回、2025年～年2回 （受講者無料）
12	大和市	2024年～	年2回（受講者無料）
13	座間市	2025年～	年1回（受講者無料）

その他：平塚市は、大臣認定講習実施機関主催の運転者講習受講者に受講料補助（全額）を実施

福祉有償運送・セダン等運転者講習会

市のホームページ

※11月2日（日曜日）の講習会は、定員に達し募集を締め切りました。11月24日（祝・月）の講習会にお申込みください。

この講座は国土交通大臣認定講習で、外出困難な方の外出支援（運転・添乗・付添い）に必要な基礎知識や心構え、リスクへの備えと対応、車いすの扱い方など、地域で外出や移動にお困りの方の支援に必要な知識や身体介助、技能を学ぶことができます。地域での支え合い活動や、福祉有償運送（移動サービス）を行う際の資格も取得できますので、ぜひご参加ください。

令和7年度 移動・外出支援サービスの 運転者講習会



大和市では、高齢や障がい等により、ちょっとした外出がひとりでは難しい方が増えています。買物や通院などの外出にお困りの方を支援しませんか？
この講座は国土交通大臣認定講習で、外出困難な方の外出支援（運転・添乗・付添い）に必要な基礎知識や心構え、リスクへの備えと対応、車いすの扱い方など、地域で外出や移動にお困りの方の支援に必要な知識や身体介助、技能を学ぶことができます。

地域での支え合い活動等にも、活用できますので、ぜひご参加ください。

※この講座は、国土交通大臣認定福祉有償運送・セダン等運転者研修です。受講者には修了証を授与します。



- 第1回 11月2日（日）9:00～18:00
第2回 11月24日（月・祝）9:00～18:00
※どちらかご都合の良い日にお申込みください
- 会場 大和市保健福祉センター 4階 講習室Ⅰ・Ⅱ
実習は大和市保健福祉センター 駐車場&公道
- 内容 座学と運転・介助実習（詳細裏面）
定員 各回 20名（先着順）
受講料 無料
対象 普通運転免許を取得している市内在住・在勤者
持ち物 筆記用具・運転免許証・昼食・飲み物



大和市イベントキャ
ラクター「YAMATO」

【主催】 大和市あんしん福祉部福祉総務課
【申込み・問合せ】 TEL: 260-5604 FAX: 262-0999
【講座実施団体】 認定NPO法人
かながわ福祉移動サービスネットワーク

大和市の福祉有償運送はこちら



FAX送信票
大和市あんしん福祉部福祉総務課 行
FAX 262-0999
福祉有償運送・セダン等運転者講習参加申込書

希望参加日	☐ 第1回 11/2（日）を希望 ☐ 第2回 11/24（月・祝）を希望
氏名	ありがな
住所	〒
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
生年月日	〒〒の記号に必要のためご記入ください 西暦 年 月 日生まれ
活動団体名	

●主なカリキュラム（9:00～18:00）

講座名	内容
外出支援（運転・添乗・付添い）ボランティアに必要な基礎知識を学び、実習ではいつもの運転をチェック項目で再確認、車いすの扱い方や介助方法を学びます。	
座学	移動サービス概論、住民参加の意義と実践について 住民が主体的にまちづくりに参加する意義・外出支援活動の重要性や、地域包括ケアシステムにおける地域の役割について、住民が助け合いでつくる外出支援サービスの実践例を学ぶ。福祉有償運送/ボランティア送迎/地域密着型のりあい送迎やサロン送迎など 安全運転とリスクマネジメント/運転の心構え 安全・安心な運転の基礎学習と、運転だけでなく利用者への対応・配慮を学ぶ。 外出支援を必要とする人を理解する 高齢者・障がい者の不安な心理や生活の中の不便さを学ぶ。利用者との接し方、傾聴など
実習	運転実習/福祉車両操作実習 利用者に寄り添う安心安全な運転とは・・・ いつもの運転をチェック項目で再確認 リフト車・スロープ車の操作を学ぶ。 介助の実習 介助する人、される人に優しい介助の方法 車いすの扱い方 段差/坂道/横断/車への移乗介助

チラシ



市町村が運転者講習会を主催するメリット

- 団体が運転者を募集するのは限界があるが、市町村には広報力がある
- **市の広報紙やホームページで広く呼びかけられる。**チラシを公共施設の窓口に置くこともできる
- **受講無料**なので、少し関心がある人の参加や今は現役だが**近い将来をイメージ**する人もいる。**裾野が広がる**
- 運転者募集中の団体のチラシ等も受講者に配付
- そもそも**福祉有償運送なるものを知らない市民・住民**が多い。自分が利用者になるときに（ケアマネ等の紹介で）初めて知るなど。制度の周知にも有効



NPO法人ワークス・コレティブ ケアビーくるの事例

・通院などに困っている
人がいると知り、自分
たちにできることをやろ
うと**1998年設立**

・白タク行為の懸
念が払拭できず悩
んでいた。**2003
年**の構造改革特
区法にもとづく「大
和市みんなの福
祉特区」により**登
録取得**

・当時は大和市
内に5団体、**現在
は登録3団体**



2024年度 ・利用者実数**410人**

・延4,559人(7,132トリップ)

・事業高1,695万円（非介護保険事業所）



姉妹で公園にお出かけをサポート

イ 身体障害者	59
ロ 精神障害者	36
ハ 知的障害者	22
ニ 要介護認定者	157
ホ 要支援認定者	46
ヘ 基本チェックリスト 該当者	4
ト その他(精神障 害手帳非保持 40人含む) ※	63

※市内に250床の精神科
病院あり

メンバー数46人(実動34人)。うち**運転者数22人**。常に運転者不足



福祉車 4 台のほか運
転者の持込車(使用権
原)**13台**を使用



16年目の老朽車両。対策を模索中



ご利用案内



一人で外出することに困難や不安がある方々の、あらゆる外出に対応します。外出準備や外出先など

での付き添い、トイレ介助、車いす介助等もOK。

また、福祉タクシー券や福祉車両利用券もご利用いただけます。

利用券の詳細はこちらからご覧ください。

・福祉車両利用券

・福祉タクシー利用券

<https://care-vehicle.org/>

■ご利用案内：

サービスの内容

- ・病院や医院などへの通院・入退院・転院
- ・学校や施設などへの通学・通所
- ・買物や墓参、食事・旅行などのお出かけ

①ご利用について、説明に伺います（無料）。

②入会される場合は手続を。

・入会金1000円

・年会費1200円

（入会月によりひと月100円で換算します）

③入会後は電話やFAX・メールで予約。

（電話での対応時間は朝8時～夜8時です）

日時、外出先、付添か送迎かを指定して下さい。

④ご指定の時間に担当者が伺います。

⑤決済は、サービス終了後に現金で。

■ご利用料金：（税抜単価）

- ・運送の対価：走行1キロあたり 130円（お約束の場所から目的地まで）

※但し、片道の場合、距離により単価が変動します

片道7～15キロまで 150円

片道15キロ超えの場合は往復として換算

- ・乗降サポート料：1,300円

- ・降車後の付添料・待機料：10分 200円

- ・介助スタッフ増員料：10分 200円

■付帯設備：



次の運営協議会で150円
に値上げ申請予定

■その他加算される料金：（税抜単価）

・設備使用料：

福祉車 1回 700円

ストレッチャー 1台 700円

車いす 1台 700円

・時間外割増：10分毎に60円

9時～17時以外の時間帯、
および土・日・祝日・年末年始

・同乗者割増：10分毎に40円

（介助者1名以外の乗車につき）

・ご利用料金合計額に税率を乗じた消費税額を加算いたします。

・当日、サービス担当者が到着後のキャンセルには、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

*大和市と協働事業を実施しています。

*大和市交付の福祉タクシー券や福祉車両利用券をご利用いただけます。

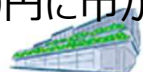
*公衆衛生上、皮膚疾患・結核など感染症のある方はご利用いただけませんのでご了承下さい。

市町村の支援策 2



福祉車両利用助成

＜利用者への補助＞ 利用対象者に利用助成券を年12枚交付（1枚で往復無料）
＜有償運送団体への間接補助＞ 1枚あたり 市内の場合6,920円 隣接市の場合7,920円
それ以外の場合11,920円に市が換金



シェアする

ポスト

更新日：2023年09月01日

車いす等を使用したり寝たきりの状態にあることで、既存の交通機関を利用することが困難な方が、通院や施設の入退院（入退所）や行政機関の手続き等の手段として、年12回利用できます。有料道路や有料駐車場を使用するときは、その費用の負担が必要です。



1. 利用日時

月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く。）



2. 利用範囲

原則市内、または隣接する市及び区。



3. 予約申込

利用する日の2か月前から原則5日前までに次のいずれかの協働事業者へ利用者が直接、予約申込をしてください。その際には「大和市福祉車両利用券を使用する。」旨を必ずお伝えください。

（注意）協働事業者とは、1人で外出することが困難な障害者や高齢者の外出介助サービスを、大和市と協働で実施するNPO法人です。

- NPO法人ケアびーくる 電話番号：046-274-8288
- NPO法人大和市腎友会 電話番号：046-276-7531
- NPO法人たんばぼ 電話番号：046-219-0764

大和市の支援策その他
3団体が所有する福祉車両(計8台)の駐車場を無償提供。市役所や福祉センターの駐車場等



4. 利用方法

協働事業者が提供する移送サービスを利用するときは「大和市福祉車両利用券」を運転者に提出してください。なお、片道利用の場合も1回の利用となります。

（注意）現在、利用されている方には「大和市福祉車両利用券」（年間12枚）を3月下旬までに送付いたします。



対象者

大和市内に住所があり、車いす等を使用しなければ歩行が著しく困難な方で、次のアまたはイに該当する市民税非課税者。

- ア) 下肢又は体幹機能障害で1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方。
- イ) 要介護度3以上の介護認定を受けている方。

（注意）大和市福祉車両利用助成事業実施要綱に定める施設に入所している方は対象外です。

利用対象者の見直し

毎年6月に市民税非課税者の見直しがあります。新たに課税者となられた方は、7月以降から利用ができなくなります。また、介護保険の再認定により介護度が2以下になられた方も、再認定後の利用はできません。



申請方法

初めて制度を利用する際には、障がい福祉課の窓口で申請してください。決定しますと後日、年度末までの分の福祉車両利用券をお送りします。

団体による事務効率化の自助努力

・経費削減&実務の効率化 ・運行管理はリモートワーク（事務所不要）・毎日メンバーに以下のExcelを送信&確認 ・薄グレイ部分に時間やキロ数を打込むと自動で料金が表示される ・ソートを押すと担当者別、利用者別の一覧を表示

月	日	曜	確認	件数	依頼時刻	補正情報	開始時刻	終了時刻	総対応時間(分)	付添待機(分)	時間外(分)	同乗者(分)	距離	往復区分	往復	片道7K未満	片道7~15K	片道15K超え	乗降サポート	付添待機	増員	設備使用料	時間外	同乗	合計金額確認	消費税	消費税込み合計	利用者	担当	内容	目的地・ルート	受付日	回数	運行管理																													
< 2025年 >																																0	0	0																													
10	13	祝	○	1	9:30		9:25	9:40	20		10		3.1			400		1,300					60		1,760	176	1,936	山内	大上	通所	アガベ⇒泉の森作業所		8.26O	1	13:00																												
10	13	祝	○	1	13:55		13:41	13:51	10		00		2.1			270		1,300							1,570	157	1,727	山内	遠折帰り	さがみ林間病院・送折センター入口⇒つきみ野		9.11O	1	小西																													
10	13	祝	○	1	14:30		14:30	15:10	40	40	40						650		800				240		1,690	169	1,859	奥平	買物代行	深見台⇔100円ローソン		当日ko	1																														
10	13	祝	○	◆	15:00		15:00	16:00			00																	若杉	入会説明	◆2517 深見496-2サンクレイドル大和深見409号室 090-5221-3852	10.11Wa																																
10	13	祝	●																									若杉	頻収	入会金1,000円、年会費600円、いただく		10.13ko																															
10	13	祝	○	1	15:30		15:33	15:50	20		20		3.1			400		1,300					120		1,820	182	2,002	山内	ショート	泉の森作業所⇒アガベ (料金は明日清算)		10.12W	1																														
10	14	火		1	9:45	正式依頼10/1ko				00				W	0			1,300				700			2,000	200	2,200	相澤	通院付添	小松原⇒市立病院		9.02Sh	2	奥平																													
10	14	火		1	N 13:00					00				W	0			1,300				700			2,000	200	2,200	若杉	買物付添	深見東2丁目1-6「太陽の家」⇒オークシティ (2時間位) 若杉受け	9.25Wa	2																															
10	14	火		1	N 16:00					00								1,300				0			1,300	130	1,430	若杉	ショート	泉の森作業所⇒アガベ		9.25O	1																														
10	14	火		●																								若杉	頻収	9月分7, 447円と8月分11, 253円(計18, 700円)いただく	10.11Wa																																
10	14	火		1	ハ 9:00					00								1,300				700			2,000	200	2,200	角田	利用券	上草柳⇒市立病院 1科受診		10.04Wa	1																														
10	14	火		1	ハ 9:40	時間未確定(前日入金)				00								1,300				1,400			2,700	270	2,970	角田	通院	深見496-2サンクレイドル大和深見409号室⇒市立病院 ★車いす(9:40)	10.11Wa	1																															
10	14	火		1	ハ TEL													1,300				700			2,000	200	2,200	角田	券降り	市立病院⇒上草柳		10.04Wa	1	10:00																													
10	14	火		1	ハ TEL	12:30ころ?												1,300				700			2,000	200	2,200	角田	通院帰り	市立病院⇒深見496-2サンクレイドル大和深見409号室	10.11Wa	1	島田																														
10	14	火		1	ハ 14:30					00								1,300				700			2,000	200	2,200	角田	通院	中央林間⇒中央林間病院		9.09O	1																														
10	14	火		1	ハ TEL													1,300				700			2,000	200	2,200	角田	通院帰り	中央林間病院⇒中央林間		9.09O	1																														
10	14	火		●	6:12:00頃																							奥平一	園代行	デポー⇒ももこ保育園 13:00までこ必着		9.11O																															
10	14	火		1	6:30													1,300							1,300	130	1,430	赤谷	通院	つきみ野⇒がんセンター 往きだけ (末原ま受)		9.16S	1																														
10	14	火		1	7:30	確認10/9Wa												1,300							1,300	130	1,430	寛張	通院	福田⇒市立病院 往きだけ		9.12O	1																														
10	14	火		1	8:45									W	0			1,300							1,300	130	1,430	大上	通院付添	コッパン西鶴間⇔大和病院 ※次回通院日を確認・報告する(大上受)	9.16Sh	2																															
10	14	火		1	9:00					00								1,300							1,300	130	1,430	末原ま	通院	つきみ野⇒森下記念病院 往きのみ	10.08O	1																															
10	14	火		1	9:30					00								1,300							1,300	130	1,430	首藤	通所	アガベ⇒泉の森作業所 (料金は昨日の分と一緒に)	10.12W	1																															
10	14	火		◆	10:00																							奥平	入会説明	◆2518 つきみ野7-2-13 次男同席(090-3109-0197)ロゼつきみ野	10.08O																																
10	14	火		1	10:30					00				W	0			1,300							1,300	130	1,430	赤谷	買物付添	深見西3F⇔ABCマート(オークシティ) 靴流通センター(鶴間)小山CM	10.04W	2																															
10	14	火																												行先を靴流通センターではなくABCマートに	10.09Wa																																
10	14	火		1	11:30					00				W	0			1,300							1,300	130	1,430	首藤	通院待機	代官⇔東海大病院(時間がかかるが待機希望)・薬局(首藤受)	9.10S	2	15:00																														
10	14	火																												(前検査・リウマチ科・消化器外科・呼吸器内科・その後薬局)	9.10S			奥平																													
10	14	火		1	12:00					00				W	0			1,300							1,300	130	1,430	寛張	通院	深見西3F⇔市立病院/眼科 手術日 往きのみ(こやま職員)	9.09Sh	2																															
10	14	火		1	13:30					00				W	0			1,300							1,300	130	1,430	大上	所用付添	深見西3F⇔オークシティイオン3F三井住友銀行	10.07Sh	2																															
10	14	火		1	15:00	確認あり9/19O.10/9W				00				W	0			1,300							1,300	130	1,430	末原ま	通院付添	下鶴間⇔市立病院/(看護部) スキンケア外来(2F)通院S(1時間位)	9.12O	2																															

多方面から寄せられる 利用者さんからの声

- ▶ 家族に気兼ねしないで通院できた。**病院の帰りにスーパーにも行けた**
- ▶ **抗がん剤投与のための辛い通院**が続いている。いつも寄添ってくれて、励まされている。安全運転にも努めてくれて、ほんとうにありがたい。病気と闘う勇気をもらっている

- ▶ 介護タクシーだと付添って車いすを押してもらえない。

私は**福祉有償運送がなくなったら通院できない**・・・

何とかして支えたい！

- ▶ ぼくたち、ともだちのウチに来たのは初めてだよ！

（**下肢障害の双生児**。学校帰りを長年支援。友だちの家に行ったことがないので、祖母の了解をもらって運転者が自宅で遊ばせた）

- ▶ 娘の帰りの時間を気にせず 夫と桜を見に行ってきた（**通所施設に通う知的障害者の母**） …etc